



福島医発第 64 号 (地)

令和 3 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について

オンライン資格確認の導入のため、医療保険制度の適切かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、被保険者等記号・番号が個人単位化され、被保険者証の被保険者番号には、個人ごとの枝番を記載することとされています。

一方で、健康保険及び船員保険の高齢者受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証（以下、「高齢受給者証等」）については、券面に世帯主等である「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとされていることから、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局（以下、「保険医療機関等」）に提示した被保険者証と高齢受給者証等に記載された被保険者等記号・番号の枝番とが異なることとなります。

このため、今般、保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点として、保険医療機関等で資格確認を行う場合または診療報酬及び調剤報酬の請求を行う場合には、高齢受給者証等に記載された被保険者の被保険者等記号・番号を用いるのではなく、「被保険者証に記載された被扶養者の被保険者等記号・番号」を用いる必要がある旨、日本医師会を通じて厚生労働省より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、この取扱いは、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の被扶養者についても同様の取扱いとなりますことを申し添えます。

(添付資料)

保健医療機関における被扶養者の資格確認等における留意点について

(令 3. 3. 31 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・医療介護連携政策課・医療課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 3)

令和 3 年 4 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について

オンライン資格確認の導入のため、医療保険制度の適切かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、被保険者等記号・番号が個人単位化され、被保険者証の被保険者番号には、個人ごとの枝番を記載することとされています。

一方、健康保険及び船員保険の高齢者受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証（以下「高齢受給者証等」という。）については、券面には、世帯主等である「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとされていることから、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局に提示した被保険者証と高齢受給者証等に記載された被保険者等記号・番号の枝番とが異なることとなります。

このため、保険医療機関等で資格確認を行う場合または診療報酬及び調剤報酬の請求を行う場合には、高齢受給者証等に記載された被保険者の被保険者等記号・番号を用いるのではなく、「被保険者証に記載された被扶養者の被保険者等記号・番号」を用いる必要があります。

なお、この取扱いは、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の被扶養者についても同様の取扱いとなります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について

(令 3. 3. 31 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・医療介護連携政策課・医療課)

事 務 連 絡
令和3年3月31日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

保険医療機関等における被扶養者の資格確認等における留意点について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入のため、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、被保険者等記号・番号が個人単位化されており、被保険者証の被保険者番号には、個人ごとの枝番を記載することとしています。

一方で、健康保険及び船員保険の高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証（以下「高齢受給者証等」という。）については、券面に「被保険者の被保険者等記号・番号」を記載することとしていることから、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提示した被保険者証と高齢受給者証等に記載された被保険者等記号・番号の枝番とが異なることとなります。

このため、保険医療機関等において、資格確認を行う場合又は診療報酬及び調剤報酬の請求を行う場合には、「高齢受給者証等に記載された被保険者の被保険者等記号・番号」ではなく、「被保険者証に記載された被扶養者の被保険者等記号・番号」を用いていただくことが必要となります。

地方厚生（支）局におかれては、上記取扱いについて、管内保険医療機関等に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容は、総務省自治行政局公務員部福利課、財務省主計局給与共済課及び文部科学省高等教育局私学部私学行政課とも協議済みであり、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の被扶養者についても同様の取扱いとなることを申し添えます。